

ASSESSMENT

10 October 2025



コンタクト

Natasha Talisca Adrianto

Associate Lead Analyst-Sustainable Finance ムーディーズ・ジャパン株式会社 natashatalisca.adrianto@moodys.com

MJ Park

Associate Lead Analyst-Sustainable Finance mj.park@moodys.com

Jeffrey Lee

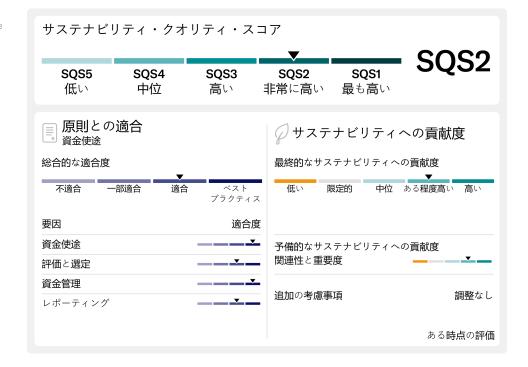
SVP-Sustainable Finance sukjoonjeffrey.lee@moodys.com

東京都

セカンド・パーティー・オピニオン:レジリエンスボンド・フレームワークにSQS2を付与

概要

ムーディーズは、東京都の2025年10月付の東京レジリエンスボンド・フレームワークに対してSQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコア(非常に高い)を付与した。東京都は1つのグリーンカテゴリー及び社会・環境目標を組み合わせた1つのカテゴリーの資金調達を目的とした資金使途限定型のフレームワークを設定している。本フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)のグリーンボンド原則(GBP)2025、ソーシャルボンド原則(SBP)2025及びサステナビリティボンドガイドライン(SBG)2021の4つの核となる要素に適合しており、サステナビリティへの貢献度がある程度高い(Significant)ことを示している。



本稿は2025年10月10日発行の英文版<u>Tokyo Metropolitan Government:Second Party Opinion – Resilience Bonds Framework Assigned SQS2 Sustainability Quality Scoreの</u>翻訳です。

対象

ムーディーズは、東京都(以下「東京都」あるいは「発行体」)のレジリエンスボンド・フレームワーク(以下「フレームワーク」)が、ICMAのGBP 2025、SBP 2025及びSBG 2021 と適合しているかどうかを含め、その持続可能性についての意見を表すセカンド・パーティー・オピニオン(SPO)を作成した。東京都は本フレームワークに則り、1つのグリーンカテゴリー及び社会・環境目標を組み合わせた1つのカテゴリーの資金調達を目的とした、ボンドの起債を予定しており、その概要を本稿の付録2に記載した。

ムーディーズによる評価は、2025年10月時点の最新のフレームワークに基づいており、ムーディーズの意見はこの最新のフレームワークに関する現時点の詳細な評価¹、また公開情報およ発行体が提供した非公開情報を反映している。

本SPOは、2025年3月発行の「 $\underline{\forall}$ ステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン評価手法 」に基づき作成された。

発行体の概要

東京都は日本の首都である東京の行政機関である。2025年1月時点で東京の人口は約1,400万人と推定され、これは日本全体の人口の約11%を占めており、47都道府県の中で最も多い。面積は日本の0.6%であるのに対し、人口密度は1平方キロメートルあたり6,399人となっており、日本で最も人口密度の高い都道府県である²。

東京は、気候変動により頻発化し、より大きな被害をもたらすとみられる大型台風や他の自然災害の影響を受ける。沿岸地域に位置するこの都市は、海面上昇や高潮の影響を非常に受けやすく、すでに頻繁に激しい台風が発生している。台風はしばしば洪水を引き起こし、甚大な物理的被害をもたらす。東京とその周辺の広範な河川網は、特に異常気象の際に河川が氾濫するリスクも高める。東京は地震のリスクにもさらされている。地震によるインフラの損傷は、洪水を悪化させ、台風やその他の異常気象による復旧作業を複雑にする可能性がある。これらの差し迫った脅威に加えて、東京のレジリエンスは、インフラの老朽化、人口密度の高さ、人口の高齢化によっても課題となっている。東京には災害リスクの軽減と管理に関する豊富な専門知識があるが、増大する物理的気候リスクに対処するためには、都市の全体的な回復力を強化し、それによって住民とインフラを保護するための包括的かつ長期的な戦略が必要である。

強み

- » 対象事業は東京の公共インフラのレジリエンスを大幅に強化し、洪水、地震、台風等の自然災害リスクに対する脆弱性を軽減することで、都市の重要なシステムを保護し、住民の全体的な安全性を向上させることができる。
- » 対象事業は明確に定義されており、今年度のファイナンスの対象となる事業はフレームワークにて開示されている。
- » 期待される環境便益及び社会便益は測定可能であり、事前に定量化されている。
- » プロジェクトの評価と選定に関与する関係部局の役割及び責任が明確に定義されている。

課題

» 大規模な建設工事を伴う対象事業は環境・社会リスクをを引き起こす可能性があり、別途の環境・社会影響評価(ESIA)の対象とはなっていない。とはいえ、これらの環境・社会リスクは、東京都が関連する環境法規則を遵守することにより、ある程度緩和されている。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(https://ratings.moodys.com)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

原則との適合

東京都のフレームワークはICMAのGBP 2025、SBP 2025及びSBG 2021の4つの核となる要素に適合している。

Green Bond Principles (GBP)

O Green Loan Principles (GLP)

Social Bond Principles (SBP)

Social Loan Principles (SLP)

Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP)

Sustainability Linked Loan Principles (SLLP)

資金使途

▼ 不適合 一部適合 適合 ベストプラクティス

適格カテゴリーの明確性 - ベストプラクティス(BEST PRACTICES)

東京都は適格カテゴリーに関し、支出、適格プロジェクト(以下「対象事業」)の詳細を明確に定義および説明している。対象事業は東京都内で実施される。適格カテゴリーは幅広く定義されているが、プロジェクトの選定は、事業の詳細が明確に規定されている「TOKYO強靭化プロジェクト」から実施される。東京都は各財政年度の初めに対象事業を選定し、それらはフレームワーク内に付録として記載される。ムーディーズは評価に際し、2025年度にファイナンスの対象となる対象事業の詳細な情報を発行体から受領し、それらを元に分析を行っている。

環境/社会目標の明確性 - ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

全ての適格カテゴリーに対して、関連性と整合性のある環境・社会目標が定義されており、フレームワークに明確に記載されている。適格カテゴリーは全て、貢献を目指すそれぞれの環境・社会目標に関連している。東京都は、適格カテゴリーの目標を明確にする際に、国連の持続可能な開発目標を参照しており、その目標はこれらの国際的に認められた基準と整合している(付録2を参照)。

期待される便益の明確性 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

東京都は全ての適格カテゴリーについて明確で関連する環境・社会便益を特定している。フレームワークのレジリエンスに対する 包括的な焦点に沿って、グリーンカテゴリーの目標は気候変動への適応であり、ソーシャルカテゴリーの目標は必要不可欠なサー ビスへのアクセスと手ごろな価格の基本的インフラ設備である。期待されるインパクト指標はアウトプットレベルで定義されてい るが、これらは関連する期待される環境・社会便益に寄与する即時の測定可能な結果を表している。これらの指標は対象事業の気 候変動適応に適切であると考えられており、東京都は対象とする具体的な気候ハザードを特定していることで、レジリエンスを強 化している。さらに、東京都は期待される便益を事前に定量化し、起債前にウェブサイトにて開示する。フレームワークでは、調 達資金は全て新規の支出に充当され、既存の支出のリファイナンスには用いないと明記されている。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

不適合一部適合適合ベストプラクティス

適格プロジェクトを選定及びモニタリングするプロセスの透明性と明確性 – 適合 (ALIGNED)

東京都はプロジェクトの評価と選定のプロセスを明確に定義しており、フレームワークを通して開示している。関係部署との連携およびプロジェクトの選定は財務局が行う。同局は、関係部署に充当可能事業の調査を依頼し、それらを各事業の情報や独自のESGクライテリアを元に評価を行う。また、対象事業の実施に伴う環境・社会リスク低減への対応内容を確認する。環境局が環境視点で対象事業の候補を確認する。この意思決定プロセスは内部で文書化され、追跡が可能となっている。

東京都は、適格プロジェクトが適切に実行され、環境・社会リスクが適切にモニタリング及び管理されていることを確約している。東京都はフレームワークに開示されている評価と選定表の環境、社会、ガバナンスの要素に基づいて、各プロジェクトの適格性を評価する。モニタリングは債券発行年度の翌年度1回以上行うが、債券の残存期間を通して行われない。これは、調達資金の

全額が発行年度内に充当されるためである。対象事業が適格基準を満たさなくなった場合、財務局が関係部署と協議し、速やかに 改善に向けた対応を進める。

調達資金の管理



調達資金の充当と追跡 - ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

東京都は調達資金の管理と充当のプロセスを明確に定義している。調達された資金は一般勘定に入金され、東京都予算事務規則に基づき対象事業にのみ使用されるように適切に管理が行われる。また、調達資金は、地方自治法に基づき年次で年度末に調整されなければならない。従って、当該年度において調達した資金については当該年度において充当対象事業に全額を充当するため、充当期間は24か月以内である。

東京都は、未充当資金を東京都公金管理ポリシーに基づき管理する。また、同ポリシーは一般公開されており、その資金の保管方法が示されている。仮に事業が中止、延期または非適格となった場合には、調達資金はフレームワークに則り、他の対象事業に充当される。発行体は、未充当資金が温室効果ガスを大量に排出する活動に充当されることがない旨を明確に確約していないが、フレームワークに記載されているように、実際の充当期間は一会計年度内と比較的短いことから、そのような一時的な充当の可能性は低い。

レポーティング



レポーティングの透明性 - 適合 (ALIGNED)

東京都は、調達資金の充当が完了するまで年次でレポーティングを行い、また、重要な進展があった場合にも適宜報告を行う。レポートはウェブサイトで公表予定である。レポーティングは、対象事業名、関連する環境または社会便益、資金充当額など、網羅的に行われる予定である。

東京都は、全てのカテゴリーに関連するインパクトレポーティング指標を特定している。レポーティング指標は単純な計算を伴うため、レポーティングに用いられる算定方法と仮定はフレームワークを通して開示されると判断される。発行体は、対象事業を含む都の歳入歳出について、知事から独立した地位を認められている東京都監査委員による審査を経る。ただし、東京都は重要な事象が発生した場合と環境・社会便益に関し独立監査人による監査を取得することを確約していない。東京都は、フレームワークに明記されている充当レポートとインパクトレポートの検証を取得することを確約している。

サステナビリティへの貢献度

本フレームワークは、サステナビリティにある程度高い(Significant)貢献をすることが期待される。これは、適格カテゴリーの 関連性と重要度に基づき、サステナビリティへの貢献度がある程度高い(Significant)と評価される予備的なスコアを主に反映し ている。予備的なサステナビリティへの貢献度に、追加の考慮事項に基づく調整は加えていない。



予備的なサステナビリティへの貢献度

適格カテゴリーの関連性と重要度に基づき、予備的なサステナビリティへの貢献度はある程度高い(Significant)と予想される。 東京都の提供した実際に予想される資金充当に基づき、今後の発行による資金の大半は、「豪雨や高潮等による浸水を最大限防 ぐ」カテゴリーに充当られると予定されている。適格カテゴリー別の評価の詳細は以下に示している。

豪雨や高潮等による浸水を最大限防ぐ(気候変動への適応)



このカテゴリーは、3つのグリーン対象事業が含まれており、いずれも気候変動への適応を目的としている。対象事業としては、中小河川の整備、東京港・島しょ海岸保全施設事業、河川施設の耐震・耐水化が含まれている。

同カテゴリーの関連性は高い。東京都は人口密度の高い都市であり、気候変動によって悪化する大雨や高潮の規模の増大による洪水被害の影響を特に受けやすい。気象庁によると、日本では1時間あたり50mmを超える大雨の年間発生回数は、1970年代から1.5倍に増加しており、1980年代以降、平均海面上昇の傾向も観測されている³。こうした傾向は、今後も継続し、加速することが予想され、特に東京23区の面積の約20%が、満潮時に海面下に沈むゼロメートル地帯に該当しており、東京は都市洪水の影響を受けやすくなっている⁴。 したがって、堤防、防波堤、水門などの高潮・洪水対策の整備と強化を含め、洪水防止対策を最大化することは、増大する洪水被害リスクから都市を守るための東京都のレジリエンス活動の一環として非常に重要である。

同カテゴリーの重要度はある程度高い。対象事業は、主要洪水防御対策として広く実施されている実績ある技術を採用しており、 洪水被害リスクに対する東京のインフラのレジリエンスを強化することで、持続的なプラスの影響を与える可能性がある。このカ テゴリーには、堤防、調節池、水門などの中規模から大規模の洪水防御インフラの建設工事が含まれており、このカテゴリーにお ける資金の大部分を占めると予想されている。ただし、これらは別途の環境影響評価の対象にはならない。対象事業は、地盤沈下 調査、騒音規制法、建設資材のリサイクルに関するガイドラインなど、関連する環境法規則の対象となるため、環境・社会リスク はある程度緩和されている。河川関連の対象事業は、大規模な建設により必然的に地域の生態系に影響を与え、自然の水の流れを 変える可能性があるが、これらの対象事業の維持計画では、生物多様性への影響を考慮に入れる予定である。

台風などによる暴風雨被害を回避する(気候変動への適応、手ごろな価格の基本的インフラ、必要不可欠なサービスへのアクセス)



このカテゴリーは、気候変動への適応を目的とした2つのグリーン対象事業(無電柱化の推進、土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備)と、手ごろな価格の基本的インフラ及び必要不可欠なサービスへのアクセスを対象とする1つのソーシャル対象事業(港湾建設事業)が含まれている。

同カテゴリーの関連性はある程度高い。過去10年間に、東京では令和元年台風第15号や第19号などのいくつかの大きな台風が発生し、甚大な物理的被害と経済的損失をもたらした。環境省の気候予測によると、日本周辺の熱帯低気圧の強度は今後増加する可能性があり、強風や大雨による物理的被害が増大する可能性がある5。対象事業は、2040年までに東京のレジリエンスを高めるという東京都のビジョンに沿ったものであり、激しい暴風雨の際の物理的被害の大幅な軽減に貢献する。無電柱化の推進は、円滑な避難を促進し、緊急対応を提供し、その後の復旧活動を可能にすることで、自然災害時に影響軽減に関連している。また、土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備は、洪水時の地すべりや土石流による被害を大幅に軽減する。ただし、これらの対象事業の関連性は高いではない。なぜなら、台風耐性のための建物の構造補強や防潮壁など、自然災害による一次的な影響に対処するより直接な適応対策が存在すると考えられる。さらに、対象事業の土砂災害対策施設が対象とする地すべりや火山噴火の発生確率は、本フレームワークで考慮される他の自然災害リスクと比較して低い。

同カテゴリーの重要度は高い。これは、資金充当の大部分を占める無電柱化の推進のカテゴリーが主な要因である。3つの対象事業は全て、激しい暴風雨時の物理的被害リスクの軽減において、構造的にプラスの影響をもたらすと予想される。無電柱化は、二次災害のリスク、特に電柱の倒壊によってもたらされる電力やネットワークの停止及び火災の危険性を軽減するための効果的な対策である。これらの対象事業は、被害を受けやすく、重要な避難や救助活動を妨げる可能性のある緊急輸送経路や空港・港周辺地域に焦点を当てている。さらに、土砂災害を防止するための砂防ダムや擁壁の建設、及び高潮被害を軽減するための沖合い防波堤は、実証済みの効果を持つ構造的対策である。ただし、中規模から大規模の建設活動が伴うが、別途の環境影響評価の対象にならないことを勘案すると、潜在的な環境リスクに対する懸念を引き起こす。とはいえ、対象事業は関連する環境法規則を遵守することにより、これらのリスクはある程度緩和されている。特に、急傾斜地崩壊対策事業は、周囲の木々をそのまま維持するノンフレーム方式等で実施され、保全目標の重要性と災害発生リスクを考慮して、国土交通省河川砂防技術基準に規定された要件に従って計画的に実施される⁶。

東京都は、港湾建設事業において、強風や波に対する安全性を高めるため、東京の離島にある岸壁などの港湾施設のレジリエンスを強化する計画を立てている。対象集団は、これらの港湾施設に依存する地元住民として明確に特定されている。当該島々のインフラは限られているため、既存の施設は陳腐化を防ぐために継続的なメンテナンスが必要である。港湾施設は強風や波、そして高潮の可能性に常にさらされており、悪天候時には住民の安全と必要不可欠なサービスの継続性にリスクをもたらす。手ごろさに関しては、港湾維持活動は一般的に政府や公共機関によって資金提供され、維持管理費が直接利用者に転嫁されないようにする。ただし、港湾管理者は、「東京港港湾料率表」「に示されたように、施設利用に対して合理的な料金を徴収することがある。

サステナビリティへの貢献度に関する追加の考慮事項

予備的なサステナビリティへの貢献度に、追加の考慮事項に基づく調整は加えていない。

東京都は厳格なデュー・デリジェンス・プロセスを実施し、対象事業に関する環境・社会リスクを管理している。東京都の対象 事業は環境への影響を軽減するために土壌汚染対策法 や騒音規制法 などの関連法規を遵守する必要がある。加えて、関連する場合、対象事業は建設活動に関連する環境・社会リスクを軽減するために地盤沈下の測量などの検査が適宜実施される。東京都は、プロジェクトの評価と選定のプロセスにおいて、環境に配慮した資材調達を検討し、環境負荷物質への対応、廃棄物管理及び労働安全面の配慮を実施する。また、東京都は包括的な整備計画を策定するにあたり、意見公募を行い、対象事業の透明性および関連する環境・社会リスクを都民と共有する機会を確保している。

本フレームワークは、東京都の全体的なサステナビリティ戦略と整合している。本フレームワークの適格カテゴリーは、東京都の環境基本計画 及びTOKYO強靭化プロジェクトに沿ったものである。適格グリーンプロジェクトは、東京都環境基本計画(2022年9月策定)に定められた「気候変動適応策の推進」に準拠し、適格ソーシャルプロジェクトは、気候変動の影響により支援を必要とする対象集団に対する明確な社会的便益をもたらす。東京が気候変動による自然災害リスクの増加に直面する中、東京都は2022年12月に「TOKYO強靭化プロジェクト」を立ち上げ、2040年までによりレジリエントな東京を目指した災害準備対策を設定した 8 。この取り組みは、風水害、地震、火山噴火、電力・通信等の途絶、新たな感染症の流行という、都市が直面する5つの主要な災害リスクを特定している。これは、東京都の新たな長期戦略「2050東京戦略〜東京 もっとよくなる〜」と整合しており、東京都は東京をレジリエントでサステナブルな「セーフシティ」として構想している 2 。

付録1 - 東京都のレジリエンスボンド・フレームワークの原則との適合性スコアカード

要因	サブ要因	構成要素	構成要素の スコア	サブ要因の スコア	要因のスコ ア
	適格カテゴリーの 明確性	支出の性質	Α		
		まぼすべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と 余外基準		ベストプラ	
		プロジェクトの所在地	Α	クティス	
		BP:すべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	Yes		
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、目標とプロジェクトカテゴリーの関連性	А		•
	目標の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、基準とプロジェクトカテゴリーの整合性	Α	ベストプラ クティス	
資金使途		BP:すべてのカテゴリーに関する、目標の説明、関連性、整合性がある	Yes		ベストプラ クティス
	期待される便益の 明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明と関連性	Α		
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性	Α		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明がある	Yes	ベストプラ	
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性がある	Yes	クティス	
		BP:発行前および資金充当後のレポーティングにおけるリファイナンスに関する 情報開示	Yes		
		BP:発行前におけるリファイナンスのルックバック期間の開示に関する確約	Yes		
	適格プロジェクト を選定およびモニ タリングするプロ セスの透明性と明 確性	プロセスの明確性	Α		
		プロセスの開示	Α		
価と選定のプロセ ス		環境・社会リスク低減プロセスの透明性 A		■ 適合	適合
		BP: プロジェクトの継続的なコンプライアンスのモニタリング	No		
調達資金の管理	調達資金の充当と 追跡	資金の追跡	Α		ベストプラ
		資金配分に沿った定期的な資金の調整	Α		
		未充当資金の一時的な使途に関する開示	Α	A ベストプラ クティス	
		BP: 資金管理プロセスに関する開示	Yes		クティス
		BP: 資金充当期間が24カ月以内	Yes		
レポーティング	レポーティングの 透明性	レポーティング頻度	Α	_	適合
		レポーティング期間	Α		
		レポーティングに関する開示	Α		
		レポーティングの網羅性	Α		
		BP:少なくとも資金全額が充当されるまでの資金充当レポートおよび償還期限ないしローン返済期限までのインパクト・レポート	No	適合	
		BP: サステナビリティの便益に関する指標の明確性と関連性	Yes		
		BP: レポーティング手法と指標算出における想定の開示	Yes		
		BP:独立監査人またはその他の第三者機関による、資金の追跡と充当に関する保証	Yes		
		BP: 環境・社会面の便益に対する独立的なインパクト評価	Yes		
			の適合スコア:		適合

BP-ベストプラクティス、A-適合、PA-一部適合、NA-不適合

Sub-Sovereign Moody's Ratings

付録2 - 適格カテゴリーの国連の持続可能な開発目標へのマッピング

東京都のフレームワークに含まれる2つの適格カテゴリーは、うち以下の3つの国連の持続可能な開発指標(SDGs)に貢献する可 能性が高い。

UN SDG 17のゴール		SDGターゲット
目標9:産業と技術革新の基盤 を作ろう	台風などによる暴風雨被 害を回避する	9.1:公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、持続可能なインフラを開発する。
目標11:住み続けられるまち づくりを	豪雨や高潮等による浸水 を最大限防ぐ	11.5:2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	台風などによる暴風雨被 害を回避する	
目標13:気候変動に具体的な 対策を	豪雨や高潮等による浸水 を最大限防ぐ	13.1: すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。
	台風などによる暴風雨被 害を回避する	13.2: 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

本SPOで示される、国連の持続可能な開発目標(SDGs)へのマッピングでは、東京都の資金調達のフレームワークにおける適格 プロジェクトのカテゴリーや関連するサステナビリティ目標/便益、また ICMAのSDGマッピング・ガイダンスや国連のSDG目標 値および指標など公的機関のリソースやガイドラインを考慮している。

付録3 - 東京都のフレームワークにおける適格カテゴリーの概要

適格カテゴリ	概要	サステナビリティ目標	インパクトレポート指 標
豪雨や高潮等による浸水を 最大限防ぐ	中小河川の整備	気候変動への適応	河川の整備率(%) 調節池の貯留量(m3)
	東京港・島しょ海岸保全施設整備事業	気候変動への適応	整備延長(km) 施設数
	河川施設の耐震・耐水化	気候変動への適応	整備延長(km)
台風などによる暴風雨被害 を回避する	無電柱化の推進	気候変動への適応	整備延長 (km) 整備空港数 整備港数
	土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備	気候変動への適応	整備箇所数
	港湾建設事業	必要不可欠なサービスへのア クセス	整備港数
		対象集団: 地域住民など港湾施設を利用 する人々	l

Endnotes

- 1 同評価が付与された日付あるいは更新の日付を指す。
- 2 <u>住民基本台帳による東京都の世帯と人口(町丁別・年齢別)</u>、東京都、2025年7月アクセス
- 3 2023年気候変動監視報告書、気象庁、2024年6月
- 4 東京を水害から守る、海の防災最前線、東京アップデーツ、2023年4月
- 5 気候変動影響評価報告書、環境省、2025年7月アクセス
- <u>6</u> <u>河川砂防技術基準</u>、国土交通省、2025年7月アクセス
- 7 <u>東京港港湾料率表2025</u>、東京都港湾局、2025年7月アクセス
- <u>8</u> <u>TOKYO強靭化プロジェクト</u>、東京都、2025年7月アクセス
- 9 <u>2050東京戦略</u>、東京都、2025年7月アクセス

10

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン(ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。)に関する追加条項:セカンド・パーティー・オピニオン(以下「SPO」といいます。)は「信用格付」ではないことにご留意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本:日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国:いかなるSPOも、(1)中国の関連法令において定義される中国グリーンポンド評価にも該当せず、(2)いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目論見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、(3)いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2025年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc. 並びに(又は)これらの者のライセンサー及び関連会社(以下総称して「ムーディーズ」といいます。)。無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、製品、サービス及び公開情報(以下総称して「資料」といいます。)は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害(インペアメント)が発生した場合に見込まれるありる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である「格付記号と定義」の該当する箇所をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付は、活動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付ま信用辞価(以下「評価」といいます。)及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意せん。メーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標(ベンチマーク)としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標(ベンチマーク)と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること(独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります)を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該 情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別の、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代 表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害((a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の 対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない)の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの(但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く)、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性又は特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていません。

Moody's Corporation(以下「MCO」といいます。)が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます)及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に対価を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及び"Moody's Rating"のプランド名(以下「Moody's Ratings」といいます。)の下で格付を公表するすべてのMCO関連会社は、Moody's Ratingsの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイトicmoodys.comの「Investor Relations」にある「Corporate Governance」内の「Charter and Governance Documents」に、「Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で、毎年掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A.、Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA、Moody's Local MX S.A. de C.V., I.C.V.、Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A.、及びMoody's Local PA Calificadora de Riesgo S.A.(以下総称して「ムーディーズのNRSRO ではない信用格付会社」といいます。)は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSRO ではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関(NRSRO)ではありません。

オーストラリア専用の追加条項:この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657 (オーストラリア金融サービス認可番号38569) 及び(又は)Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972 (オーストラリア金融サービス認可番号383569) (該当する者)のオーストラリア金融サービス認可能を含まれます。この文書は2001年会社法第76IG条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第76IG条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

インド専用の追加条項: ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したものではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティー・オピニオン及びネットゼロ・アセスメントに関する追加条項(「格付記号と定義」にて定義されています): セカンド・パーティー・オピニオン(以下「SPO」といいます。)及びネットゼロ・アセスメント(以下「NZA」といいます。)は「信用格付」ではないことにご留意ください。SPO及びNZAの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。

日本:日本におけるSPO及びNZAの開発及び提供は「信用格付業」ではなく「付随事業」に該当し、同国の金融商品取引法及関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。

11

PRC: いかなる SPO も、(1) PRC の関連法令で定義される PRC のグリーンポンドアセスメントに該当せず、(2) PRC 規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目論見書その他の文書に記載することはできず、又は PRC 規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び(3) PRC 内で規制目的のために又は PRC の関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

レポート番号 1449899